

施設等利用費請求に関するQ&A【保護者向け】

令和5年5月25日更新

■ このQ&Aで使用する用語（略称）について ■

略称	正式名称	説明等
請求書	施設等利用費請求書	施設等利用費の償還払いを四半期ごとに市に請求するための市所定の様式
新認定	子育てのための施設等利用給付認定	幼児教育・保育無償化の対象となるための認定
認定通知書	子育てのための施設等利用給付認定通知書	子育てのための施設等利用給付認定の内容を市が通知するもの（水色の紙）
提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書	新認定を受けた子どもに対して施設が提供したサービスの内容と利用料の領収内容を、施設が証明する市所定の様式 （子どもごとに個別作成する様式と、複数の子どもを一括作成する様式の2種類あり）

■ 質問一覧 ■

- Q1** 請求書の提出期限と、利用費の振込時期はいつですか？
- Q2** 四半期ごとの請求書の提出が期限に間に合わなかった場合、どうなりますか？
- Q3** 請求書類を市に郵送する場合、消印の日が提出期限内であれば、期限に間に合ったことになりますか？
- Q4** 請求書類に不備があった場合、どうなりますか？
- Q5** 請求書はどこで手に入りますか？
- Q6** 請求書類は市に直接提出するのですか？
- Q7** 利用施設が請求書類の取りまとめを行う場合でも、市に直接提出してかまいませんか？
- Q8** きょうだいの施設等利用費をまとめて1枚の請求書で請求できますか？
- Q9** 異なる請求対象期（四半期）の施設等利用費をまとめて1枚の請求書で請求できますか？
- Q10** 記載した内容を訂正したい場合、どうすればいいですか？
- Q11** 請求者は、父母のどちらでもいいですか？
- Q12** 認定通知書が見当たらないため、通知書に記載された保護者が父母のどちらかわかりません。どうしたらいいですか？
- Q13** 認定区分や認定番号の欄は、何を書けばいいですか？
- Q14** 認定通知書が見当たらないため、認定区分や認定番号がわかりません。どうしたらいいですか？
- Q15** 請求者と異なる名義の預金口座を振込先に指定できますか？
- Q16** 請求書には毎回、振込先口座を記入する必要がありますか？
- Q17** 施設に支払った利用費の額や内訳がわかりません。どうしたらいいですか？
- Q18** 請求書に利用費の領収書を添付する必要がありますか？
- Q19** 岡山市外の子育て支援施設を利用しました。支援提供内容に関する証明や利用費の領収に関する書類は、岡山市所定の様式でなければだめですか？
- Q20** 子育て援助活動支援（ファミリーサポート）事業を利用しました。請求に必要な書類を教えてください。
- Q21** 在籍する幼稚園の預かり保育とは別に認可外保育施設を利用しています。認可外保育施設の利用料も請求できますか？
- Q22** 施設に支払った額（請求額）と市から振り込まれた額（給付決定額）が一致しません。どうしてですか？
- Q23** 認可保育園（認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育）に通園していますが、病児保育を利用しました。病児保育の利用料は、無償化の対象になりますか？
- Q24** 一度請求をしましたが、請求もれがありました。後から追加で請求できますか？
- Q25** 認可外保育施設の利用料を支払うのが経済的に厳しいです。無償化分を先に給付してもらえませんか？

■ 回答 ■

Q1

請求書の提出期限と、利用費の振込時期はいつですか？

- 岡山市では“四半期ごと”に、保護者の方からの請求手続きが必要です。
市への請求書提出期限は、施設等を利用した四半期の最終月の翌月 25 日必着です。
※ ただし、25 日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直後の開庁日となります。
- 請求期限までに請求書類が提出され、内容に不備がなければ、提出月の翌々月の中旬に利用費を振り込みます。

<参考> 請求対象期ごとの請求期限と振込時期

請求対象期	請求期限	振込時期
第 1 四半期 (4~6 月利用分)	7 月 25 日	9 月中旬
第 2 四半期 (7~9 月利用分)	10 月 25 日	12 月中旬
第 3 四半期 (10~12 月利用分)	1 月 25 日	3 月中旬
第 4 四半期 (1~3 月利用分)	4 月 25 日	6 月中旬

Q2

四半期ごとの請求書の提出が期限間に合わなかった場合、どうなりますか？

- 通常の振込予定時期の翌月以降の振込になります。

Q3

請求書類を市に郵送する場合、消印の日が提出期限内であれば、期限間に合ったことになりますか？

- 請求書類の提出期限は、市への必着になります。消印が期限内であっても、期限の翌日以降に郵送で到着した請求書類は、期限を過ぎたものとして取り扱います。

Q4

請求書類に不備があった場合、どうなりますか？

- 請求書類に不備があったことを随時市から書面で通知します。
- 請求書類が提出期限内に提出されたものであっても、不備の解消が市の別途指示する期限間に合わなかった場合、通常の振込予定時期ではなく、その翌月以降の振り込みとなります。
- 軽微な不備や不明箇所については、市から電話で確認させていただく場合があります。

Q5

請求書はどこで手に入りますか？

- 請求書は、市役所就園管理課、福祉事務所又は各認可外保育施設に置いています。
- 市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。なるべく両面印刷してご利用ください。
- 2 回目以降の請求については、前回の支給決定通知に同封する請求書をご利用ください。

Q6

請求書類は市に直接提出するのですか？

- 利用施設が請求書類の取りまとめを行う場合は、原則、利用施設に提出してください。
- 利用施設が請求書類の取りまとめを行わない場合は、市に提出してください。
※ 施設が作成した提供証明書を添付していただく必要があります。
- 市の提出先は就園管理課（市役所本庁舎 9 階）です。各福祉事務所は取り次ぎのみ行います。
- 利用施設が請求書類の取りまとめを行うかどうかは、施設にお尋ねください。

Q7

利用施設が請求書類の取りまとめを行う場合でも、市に直接提出してかまいませんか？

- 複数の施設・サービスを利用している場合など、いずれかの施設に請求書類を取りまとめもらうことが困難な場合は、保護者から市に直接していただいてもかまいません。
- 市に直接提出する場合は、施設が作成した提供証明書を添付していただく必要があります。

Q8

きょうだいの施設等利用費をまとめて 1 枚の請求書で請求できますか？

- きょうだいの利用費をまとめて 1 枚の請求書で請求することはできません。必ず対象となる子どもごとに、請求書を作成してください。

Q9

異なる請求対象期（四半期）の施設等利用費をまとめて 1 枚の請求書で請求できますか？

- 異なる請求対象期の利用費をまとめて 1 枚の請求書で請求することはできません。必ず請求対象期ごとに、請求書を作成してください。

Q10 記載した内容を訂正したい場合、どうすればいいですか？

- 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で引き、正しい内容を記載のうえ、近くに請求者が署名してください。

Q11 請求者は、父母のどちらでもいいですか？

- 必ず認定通知書に記載された保護者名を記入してください。
- 認定通知書に記載された保護者名と請求者が異なる場合、利用費をお支払いすることができません。（請求書の訂正が必要です。）

Q12 認定通知書が見当たらないため、通知書に記載された保護者が父母のどちらかわかりません。どうしたらいいですか？

- 市就園管理課に認定通知書の再交付を依頼してください。

Q13 認定区分や認定番号の欄は、何を書けばいいですか？

- 認定通知書に記載された認定区分及び認定番号を請求書に記入してください。
※ 請求対象期間において、有効な認定を受けている必要があります。

Q14 認定通知書が見当たらないため、認定区分や認定番号がわかりません。どうしたらいいですか？

- 市就園管理課に新認定通知書の再交付を依頼してください。

Q15 請求者と異なる名義の預金口座を振込先に指定できますか？

- 請求者名義の口座が原則ですが、請求者と異なる名義の預金口座を振込先に指定することも可能です。
- 請求者と異なる名義の口座を指定する場合は、請求書裏面の委任状に正確に記入していただく必要があります。
※ 委任状欄は請求者が署名してください。

Q16 請求書には毎回、振込先口座を記入する必要がありますか？

- 振込先口座を特に変更する必要がない場合、口座情報の記入は初回のみで、2回目以降は記入を省略していただいてもかまいません。その場合、「前回と同じ振込先を指定」にチェックしてください。

Q17 施設に支払った利用費の額や内訳がわかりません。どうしたらいいですか？

- 利用施設に確認してください。

Q18 請求書に利用費の領収書を添付する必要がありますか？

- 領収書ではなく、施設が作成する提供証明書（市所定様式）を添付してください。

Q19 岡山市外の子育て支援施設を利用しました。支援提供内容に関する証明や利用費の領収に関する書類は、岡山市所定の様式でなければだめですか？

- 請求には、支援提供の内容に関する証明と利用費領収の証明が必要です。岡山市所定の様式と同内容が記載された証明書であれば、対応可能です。
- 倉敷市の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼証明書」も対応可能です。

<証明書に必要な記載内容>

- 保護者氏名 ○認定子どもとの続柄
- 認定子ども氏名 ○生年月日
- 施設等利用給付認定区分 ○利用月
- 支援内容 ○支援提供日
- 提供日数（預かり保育のみ） ○提供時間帯
- 特定子ども・子育て支援利用料の領収金額（月ごと）
- 特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額（月ごと）
- 領収額合計（月ごと） ○証明年月日
- 施設住所 ○施設設置者名
- 施設名 ○代表者職名・氏名

Q20 子育て援助活動支援（ファミリーサポート）事業を利用しました。請求に必要な書類を教えてください。

- 支援提供内容に関する証明や利用費の領収に関する書類として、ファミリーサポートセンター提供会員から、保護者に発行している「援助活動の報告」（援助提供者と援助依頼者双方の署名があるもの）の原本が必要です。必ず、請求書と一緒に市へ提出してください。
- 「援助活動の報告」原本は、お申し出があれば返却します。
 - ※ 市はコピーを保存。返却時には、原本に「給付請求済み」と表示して返却します。

Q21 在籍する幼稚園の預かり保育とは別に認可外保育施設を利用しています。認可外保育施設の利用料も請求できますか？

- 在籍する幼稚園の預かり保育が、次のいずれかに該当する場合は、別に利用する認可外保育施設の利用料も請求できます。
 - ◇ 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満の場合
 - ◇ 年間（平日・長期休業中・休日の合計）の開所日数が200日未満の場合

Q22 施設に支払った額（請求額）と市から振り込まれた額（給付決定額）が一致しません。どうしてですか？

- 例えば以下のような理由が考えられます。
 - ◇ 施設に支払った額に無償化の対象とならない費用が含まれていた。
 - ◇ 施設に支払った額が利用費の給付上限額を超えていた。
 - ◇ 新認定の有効期間外の利用費が含まれていた。
- 給付決定の内容に不明な点がある場合は、就園管理課（電話：086-803-1431）にお問い合わせください。

Q23 認可保育園（認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育）に通園していますが、病児保育を利用しました。病児保育の利用料は、無償化の対象になりますか？

- 教育・保育給付認定の2号又は3号の認定を受け、認可保育園（認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育を含む。）を利用している子どもは、施設等利用給付の対象ではありません。
- 認可保育園を利用している子どもが、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、子育て援助活動支援事業を利用しても、無償化の対象になりません。

Q24 一度請求をしましたが、請求もれがありました。後から追加で請求できますか？

- 追加で請求していただくことは可能です。ただし、利用費の償還払い請求に係る時効は2年です。
- 給付済みの金額が給付上限額に達していない場合には、追加の請求に対して、上限額の範囲内で追加給付を行います。

Q25 認可外保育施設の利用料を支払うのが経済的に厳しいです。無償化分を先に給付してもらえませんか？

- 岡山市では、認可外保育施設等にまず費用を保護者の方にお支払いいただき、後で、実際にかかった費用（保育料）の月額と月額上限額を比較して、低い方の金額をお支払いする「償還払い」の仕組みをとっています。
- ご家庭ごとに、様々なご事情がお有りになり、誠に心苦しいのですが、給付費を保護者の方に先払いすることはできません。